

# 研 修 会 規 定

## 第1章 総 則

第1条 この規定は、横浜市ゴルフ協会運営委員会規定第4章に基づいて設置された、研修会に関することを定める。

## 第2章 目的・事業

第2条 本会は、ゴルフを通じて自己研鑽に励み、お互いの親睦を図りながら、市内におけるアマチュアゴルフ競技の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上に関する競技会の開催
- (2) ゴルフのエチケット、ルールおよびマナーに関する研修
- (3) 指導者の養成
- (4) その他目的達成に必要な事業

## 第3章 会員・組織

第4条 第2条の目的を達成するため、市ゴルフ協会の会員から220名以内の選手を選抜、研修会を構成する。  
選抜は毎年1月末に行い、再選を妨げない。

第5条 本会会員は、次の要領で選抜する。

- (1) 市ゴルフ協会の会員で、常任理事会が承認した者。
- (2) 理事長が常任理事会に諮って推薦する者。
- (3) 運営委員会委員長が、委員会の議を経て常任理事会に諮り推薦する者。
- (4) 研修会会長が、委員会の議を経て、常任理事会に諮り推薦するもの。

第6条 本会会員は、市ゴルフ協会の会員で、男子はHD P 5.9以内、女子は12.4以内の者。あるいはそれに相当する実力を有する者。

## 第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営競技担当委員 15名以内
- (4) 女子 〃 5名以内

- 第8条 本会の役員は、各号の定めるところにより選任する。
- (1) 会長は、運営委員会において委員中から選出し、委員長が委嘱する。
  - (2) 副会長は会長が指名し、運営委員会の承認を得る。
  - (3) 運営競技担当委員は、正副会長が指名する。

- 第9条 本会の運営は次の通りとする。
- (1) 会長は会を運営し、業務を推進する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 役員会の召集は、会長が運営委員長承認を得て行う。
  - (4) 役員会の決定事項は、運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

- 第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 研 修 会 細 則

### 第1項 登録と会費

1. 本会の登録は、該当者宛に郵送された登録はがきに必要事項を記入し、期限までに市ゴルフ協会事務局へ提出する。
  - (1) 年会費 5,000円
  - (2) 競技参加料 3,000円
2. 退会、休会、除名に関する事項
  - (1) 途中退会の場合には、会費は返さない。
  - (2) 休会の場合は、会長あてに休会届を提出する。
  - (3) 本会の名誉をき損じまたは規約に反するような行為をしたときは、運営委員会において審議し、除名することができる。

### 第2項 競技会

1. 年間3回以上開催を原則とする。
2. 競技参加申し込み締め切りは2週間前とする。
3. 競技会のプレーフィーは自己負担（ビジターフィー）とする。
4. 申し込み締め切り後の無断欠席、または競技終了後のミーティングに届け出なく欠席した場合はペナルティーを課す。参加取り消しについては、競技前日までに届け出ること。当日、取り消しの場合は違約金を払う。（取り消しの場合は速やかに連絡する）

※ 上記以外の必要事項は、その都度役員会にて決定する。

## 研 修 会 参 加 規 定 細 則

### 1. 競技方法

18ホールストロークプレー。1位がタイの場合はマッチングスコアカード方式により決定する。

### 2. 研修競技成立

競技は、参加者20名に達しない場合は競技を不成立とする。

### 3. 競技場到着時間の規制

競技場には、組み合わせ表に定められた自己のスタート時間の30分前までに受付(参加者への署名、ミーティング代の支払い)をしなければならない。遅刻した場合、次回出場停止とすることがある。

### 4. 参加資格喪失

次の各項に該当する場合は、それぞれの参加資格を失う。

#### (1) 欠場について

(a) 委員が組み合わせを決定した後の参加取り消しについては、いかなる場合でもキャンセルフィ(5,000円+消費税)を徴収する。

(b) 無届けで欠場した場合は、次年度の推薦を受付けない。

(c) 当日欠場の場合は次回の出場を停止する。(最終回欠場の場合も次年度を対象とする。)

#### (2) 競技成績による場合

NRをした者、または競技規則による失格は、すべて次回出場停止とする。

#### (3) ミーティング欠席について ※ミーティングが実施できない場合はペナルティ無し

(a) 当日届け出での欠席はペナルティー(5,000円)を支払う。

(b) 無断で欠席した場合は次回の出場停止とペナルティー(5,000円)を支払う。

(4) 本競技の目的に著しく反した者は参加資格を剥脱する。

### 5. 通算競技成績によるシード

成績により男子1位50点から順次50位1点まで、女子1位20点から順次20位1点までポイントをつけ、年間集計(1月より12月まで)のポイント上位者で、男子については4位までの者に翌年の神奈川県アマチュアゴルフ選手権大会・男子の部決勝シード権を、シニア上位4位までの者に翌年のシニア男子の部決勝シード権をそれぞれ与える。また男子20位(16人)までの者には準決勝シード権を与える。男子10位、女子5位までの者に翌年の横浜市民大会決勝シード権を与える。なお、男子50位、女子20位までの者は翌年の県研修競技会の出場資格を与える。

4回の競技会のうち上位3回の合計ポイントによって年間成績を算出する。

原則、最終回競技会は成績順で組み合わせを決定する。

### 6. 参加申し込みおよび取り消しに関する責任の所在

参加申し込みおよび取り消す場合は、最終責任は本人が負う。

### 7. 上記事項に関する特殊事情については、役員会にて検討・決定して運用する。

※ 本競技の年度は、毎年1月より12月までである。

(本参加規定の実施は平成15年10月よりとする)

※ 平成27年1月 一部改正

※ 平成30年1月 一部改正 (シード権付与人数)

※ 令和2年4月 一部改正 (シード権付与人数)

※ 令和3年4月 一部改正 (シニアシード権付与人数) (ミーティングペナルティ)

※ 令和5年4月 一部改正 (シード権付与人数 県アマ決勝4人・準決勝16人)